

令和 7 年 7 月 3 日（木）

第 1 回神戸市母子保健事業検討委員会 資料 5

2025 年 6 月

神戸市 9 か月児健診委託医療機関 様

（案）

神戸市こども家庭局家庭支援課

5 歳児健診に関するアンケート（お願い）

平素は本市の乳幼児健康診査事業に格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。

出生後から就学前までの切れ目ない健康診査の実施体制を整備するため、令和 5 年度に 5 歳児健康診査（以下、健診）に関する国庫補助事業が創設され、全国の自治体で導入が検討されています。

神戸市こども家庭局においても、5 歳児健診の実施に向けて検討会を設け*、事業の目的や実施方法について関係機関と協議を重ねてまいりました。母子保健法 13 条を根拠法令とし、こども家庭庁通知（「母子保健医療対策総合支援事業（令和 5 年度補正予算分）について」2023 年 12 月 23 日）に示された 5 歳児健診の実施要綱に基づき、事業内容を計画しているところです。下記のとおり事業の概要（案）を提示させていただきます。

つきましては、本事業計画案について、乳幼児健診事業に従事いただている先生方のご意見を賜りたいと存じます。今後の計画策定の参考とさせていただきます。QR コードを読み込み、オンラインでご回答いただけますと幸いです（回答期限●月●日）。ご多忙の折誠に恐れ入りますが、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

*神戸市母子保健事業検討委員会資料 (<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/boshikaigi.html>)

記

神戸市 5 歳児健診事業の概要（案）

【目的】

- ・ 対象児童の身体発育状況を評価するとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行うことにより、健康の保持及び増進を図ること。
- ・ 対象児童の発達の特性に合わせた適切な支援を行うこと。

【実施方法】

- ・ 該当年齢（4 歳 6 か月から 5 歳 6 か月）のすべての幼児を対象とする（悉皆健診）。
- ・ 9 か月児健診に準じた個別健診方式で行い、内容は問診、身体測定、身体診察、必要に応じた保健相談とする。医師の主な役割は、身体的異常の評価とする。
- ・ 発達相談、養育相談を含む支援の必要性の判定および支援方針は、区役所でカンファレンスを行い決定する。区役所の主な役割は、心理的・社会的評価とする。
- ・ カンファレンスでは、医療機関受診後の問診票・健診票に基づき、保健師・心理士等の多職種で検討を行う。
- ・ 発達相談（保健師、心理士、等）・養育相談（保健師）・栄養相談（栄養士）について、電話・面談・訪問等で個別に相談を行い支援につなげる。

【神戸市方式の主なメリット】

- ・ 診察、相談を医療機関で実施することにより、児と保護者のプライバシーを確保しやすい。
- ・ 市民がかかりつけ医師を診察医師として選ぶことができ、受診にかかる負担感は少なく、安心して受診できる。また、居住区外の行政区でも受診先を選択することができる。
- ・ かかりつけ医師が児の生活習慣や保護者の子育ての悩みを把握するきっかけとなりすい。

アンケート

1. 前述の神戸市 5 歳児健診事業の概要（目的、実施方法）について、診察にご協力いただけるかご回答ください。

（回答：いずれかひとつを選択）

- ☐ 協力できる
- ☐ 協力できない
- ☐ わからない

協力できない・わからないとご回答いただいた場合、その理由をお聞かせください。

（回答欄）

2. これまで、医師の診察は、3 歳児健診と同様に区役所での集団健診方式が望ましいというご意見も頂戴しております。

集団健診方式を採用する場合、区役所に出務いただく回数を追加で依頼させていただくことになると思います。出務回数の追加について、ご対応いただける可能性について以下の選択肢からご回答ください。

※出務の場所（各区役所・支所）、時間帯（午後）は現在の乳幼児健診（4 か月児健診・1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診）と同様と想定してください。

（回答：いずれかひとつを選択）

- ☐ 現在の出務回数に追加することが可能 → おおよそ年間（ ）回の追加が可能
- ☐ 現在の出務回数に追加することは難しい
- ☐ わからない

3. その他、5 歳児健診についてご意見がございましたら以下にご記載ください。

（回答欄：自由記述）

ご所属医療機関名 区 （無記名も可？）

ご氏名

いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。